

発注者支援業務積算基準(令和3年10月1日以降適用) 新旧対照表

改 正	現 行	備 考																										
<p>④ 業務用事務室損料、備品等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>⑤ 電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として計上する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">電算機使用経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の2.7%</td> </tr> </table> <p>(注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。</p> <p>⑥ その他 ①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。</p> <p>3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">α</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積算資料作成業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事監督支援業務</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> </table> <p>4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">β</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積算資料作成業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事監督支援業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> </table> <p>5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(3) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。 業務委託料 = 変更官積算金額 × 直前の請負代金額 / 直前の官積算金額</p> <p>1) 直接人件費は、業務内容(業務対象工事件数等)の変更に応じて変更する。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減、変更があった場合に変更を行うものとする。</p> <p>② 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。</p> <p>3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。</p>	電算機使用経費	直接人件費の2.7%	業務	α	積算資料作成業務	35%	工事監督支援業務	25%	業務	β	積算資料作成業務	35%	工事監督支援業務	35%	<p>④ 業務用事務室損料、備品等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>⑤ 電算機使用経費 電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。</p> <p>⑥ その他 ①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。</p> <p>3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">α</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積算資料作成業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事監督支援業務</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> </table> <p>4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">β</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">積算資料作成業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事監督支援業務</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> </table> <p>5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。</p> <p>(3) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。 業務委託料 = 変更官積算金額 × 直前の請負代金額 / 直前の官積算金額</p> <p>1) 直接人件費は、業務内容(業務対象工事件数等)の変更に応じて変更する。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減、変更があった場合に変更を行うものとする。</p> <p>② 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。</p> <p>3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。</p> <p>第2章 積算資料作成業務</p> <p>1 適用範囲 この積算基準は、積算資料作成業務を発注する場合に適用する。</p> <p>2 適用工種区分</p>	業務	α	積算資料作成業務	35%	工事監督支援業務	25%	業務	β	積算資料作成業務	35%	工事監督支援業務	35%	<p>国交省の改定に合わせて改定</p>
電算機使用経費																												
直接人件費の2.7%																												
業務	α																											
積算資料作成業務	35%																											
工事監督支援業務	25%																											
業務	β																											
積算資料作成業務	35%																											
工事監督支援業務	35%																											
業務	α																											
積算資料作成業務	35%																											
工事監督支援業務	25%																											
業務	β																											
積算資料作成業務	35%																											
工事監督支援業務	35%																											
3	3																											